

オンライン評判対策サービス個別規定

第1条 オンライン評判対策概要

当社は、オンライン評判対策サービスとして、Google・Yahoo!（Google提携サイトを含む）等ロボット型検索エンジンのうち、見積書で特定された特定の検索エンジンにおいて、同じく特定されたキーワードの入力や検索によって表示又は提供されるお客様の評判に悪影響を及ぼすこととなる表示又は情報（以下、「ネガティブ情報」という。）を除去し又は低減させるための作業を行います。

第2条 オンライン評判対策サービス契約期間及び解約

オンライン評判対策サービスに係る契約は、当初契約期間中は解約ができません。同期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の2ヵ月前までにご通知いただくことにより解約できます。

第3条 お客様による作業

オンライン評判対策サービスの実施のための前提作業として、お客様に御実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。

第4条 確認事項

お客様は、当社による本件業務の履行やお客様による施策の実施によっても、ネガティブ情報の除去又は低減することが保証されるものではないこと、除去や低減がない場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を要しないことを確認します。

第4条 実施方法

オンライン評判対策サービスの実施方法は当社がその判断により定めるものとします。

第5条 情報開示

オンライン評判対策サービスの実施のために当社や委託先が行った個別の施策の具体的内容は、オンライン評判対策サービスに係るノウハウを含むものであるため、お客様には開示されません。